

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システム名称	1. 国民健康保険(資格)システム 2. 国民健康保険税システム 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバー	1. 国民健康保険(資格)システム 2. 国民健康保険税システム 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 国保情報集約システム	事後	平成30年度からの国民健康保険制度改正に伴う情報連携システムの追加のため
平成30年4月1日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 市民保険課長 高橋 由美	②所属長 市民保険課長 植田 佐智	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更には該当しない。
令和1年6月25日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 市民保険課長 植田 佐智	②所属長 市民保険課長	事後	新様式に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年6月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 一つの時点の計数か	平成27年2月1日 時点	平成31年6月25日 時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年6月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 一つの時点の計数か	平成27年2月1日 時点	平成31年6月25日 時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年6月25日	IVリスク対策 1～9	—	各項目追加による記載	事後	新様式に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年11月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 一つの時点の計数か	平成31年6月25日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年11月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 一つの時点の計数か	平成31年6月25日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和4年2月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二	番号法第19条第8号別表第二	事後	法令の条項ズレによる変更であり、重要な変更には該当しない。
令和5年1月31日	I 関連情報 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とし、次の事務を行う。 ・異動届等による国民健康保険の加入、脱退、変更等の事務処理業務を行うとともに、被保険者等の資格情報を管理する。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制(みなし)世帯主に対し、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額を合算し、国民健康保険税額(年額)を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方税法(昭和25年法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定により、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主および擬制(みなし)世帯主に対して、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算して国民健康保険税額(年税額)を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減および減免を行う。 ・銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定して高齢者受給証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して、保険給付を行う。 ・被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。	事後	現時点までの事務概要の記載内容を変更、追記した。
			番号法の別表第二を基に香美市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)(または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 番号法の別表第二を基に香美市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			<p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報抽出し、国保連合会を經由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 		
令和5年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システム名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険(資格)システム 2. 国民健康保険税システム 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 国保情報集約システム 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 資格管理システム 2. 保険税賦課システム 3. 給付システム 4. 保険税収納システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバ 7. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム 8. 医療保険者等向け中間サーバー等 	事後	利用システムの修正と追記をした。
令和5年1月31日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険資格ファイル 2. 国民健康保険料賦課ファイル 3. 宛名管理ファイル 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 国保賦課ファイル (2) 国保資格ファイル (3) 国保給付ファイル (4) 国保収納ファイル 	事後	特定個人情報ファイル名を修正、追記した。
令和5年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1項 番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事後	現時点までの根拠条項を追記した。
令和5年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二 第27、42、43、44、45、46項	<p>番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>・42,43,44,45,121</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事後	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点までの根拠条項を追記した。 ・公的受取口座登録制度が開始されることで、同口座情報に関して情報提供ネットワークシステムを利用し、デジタル庁の公的給付支給等口座登録簿の複本情報を照会することが必要になるために「121」を追記した。
令和5年1月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 一つの時点の計数か	令和1年11月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	計測時点の更新
令和5年1月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 一つの時点の計数か	令和1年11月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	計測時点の更新
令和7年12月25日	I 関連情報 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	番号法の別表第二を基に香美市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条を基に香美市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	現時点までの修正
令和7年12月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1項 番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表の24、44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条 <p><オンライン資格確認等システムに係る業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <ul style="list-style-type: none"> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条 	事後	現時点までの修正
令和7年12月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>・42,43,44,45,121</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(情報提供の根拠)</p> <p>・2,3,6,13,27,38,42,48,55の2,56,65,69,83,87,115,125,131,137,141,158,161,173,173の2</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>・48,69,70,71</p> <p><オンライン資格確認等システムに係る業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <ul style="list-style-type: none"> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条 	事後	現時点までの修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和7年12月25日 時点	事前	計測時点の更新
令和7年12月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和7年12月25日 時点	事前	計測時点の更新
令和7年12月25日	IVリスク対策 8. 人を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの 対策は十分か		十分である	事後	新様式に伴う項目追加
令和7年12月25日	IVリスク対策 8. 人を介在させる作業 判断の根拠		特定個人情報を含む書類等は施設できる場所での保管を徹底し、郵送等事務においても複数人確認しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	新様式に伴う項目追加
令和7年12月25日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる 対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	新様式に伴う項目追加
令和7年12月25日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる 対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	新様式に伴う項目追加
令和7年12月25日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる 対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		特定個人情報を取り扱う端末については、パスワード、静脈認証にてアクセスを制限し、システムについてはID、パスワードにてアクセスを制限している。人事異動等により権限者が変更になる場合も、設定、解除を速やかに対応している。よって権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	新様式に伴う項目追加
令和8年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	香美市総務課総務班 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 電話0887-53-3111	香美市総務課 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 電話0887-53-3111	事前	機構改革による修正であり、 重要な変更には該当しない。
令和8年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問い合わせ 連絡先	香美市市民保険課保険班 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 電話0887-53-3115	香美市市民保険課 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 電話0887-53-3115	事前	機構改革による修正であり、 重要な変更には該当しない。